

## 一般質問通告書

令和 4年 5月23日

議会議長様

議席番号 15 番

議員氏名 森山哲夫

質問事項	質問要旨	指定答弁者
1. 物価高騰から、 市民のくらしと 営業を守る取組 を	(1) 深刻な物価高騰から、市民のくらしや営業を守る (町独自の) 取組はどうなっているのか。 (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」 (杉戸町の交付限度額1億4573万円)は、どのような事業に活用する考えているのか。 (3) 内閣府は、「原油価格・物価高騰対応分」の活用が 可能な事業として、①住民税非課税世帯等への臨時 特別給付金の横出し支援や、生活困窮者に対する 公共料金の負担軽減措置、②子育て世帯生活支援特別 給付金への上乗せ措置や、学校給食費等の負担軽減 など子育て世帯に対する支援、③農業者や交通分野を はじめとする中小企業者等への支援なども例示して いるが、杉戸町では、そうした事業に活用していく 計画はあるのか。	町長 副町長 総合政策課長 担当課長

5月23日 午前・午後 8時40分 受理

質問事項	質問要旨	指定答弁者
2. 国保税の値上げは中止を	<p>5月18日に開催された杉戸町国民健康保険運営協議会では、「保険税率の見直し」が提案されました。</p> <p>そこで、以下伺います。</p> <p>(1) この日の運営協議会では、見直しの「背景」として 「杉戸町では、この方針(第2期埼玉県国保運営方針)を踏まえ、保険税率を見直すこととした」と説明しているが、税率見直しの理由については今ひとつ明確に述べられていない。ここにきて「なぜ、見直しなのか」——税率の見直し(引き上げ)をせざるを得ない事情等を具体的に説明されたい。</p> <p>(2) 杉戸町は、県の運営方針で定めている「赤字市町村」に該当するのか。「該当する」というのであれば、杉戸町国保には「削減・解消すべき赤字額」がどれだけあるのか。</p> <p>(3) 法定期外一般会計繰入金については、決算補填等目的以外のものも含め「そのすべてを解消する」というのが県の方針なのか。つまり、杉戸町でいえば多子減免や保健事業に係る繰入金についても「解消の対象となる」ということなのか。</p> <p>(4) この日の運営協議会では、県が示した令和4年度の標準保険税率(2種)等を用いて試算した場合の「税収見込額」などについては示されたが、「支払う側(被保険者)の負担」がどうなるのか、といったデータについてはいっさい示されなかった。</p> <p>そこで、①県が示した標準保険税率(2種)等を用いて試算した場合、杉戸町の「被保険者一人当たりの課税額」はいったいどのくらいになるのか。現行(令和4年度当初)と比較した場合の影響額(率)はどうなるのか。②共に62歳の夫婦2人・給与収入200万円の世帯では、県の標準保険税率(2種)を用いて試算した場合、保険税は現行と比べてどのくらい増えることになるのか、明らかにされたい。</p> <p>(5) 国保加入者の実態を踏まえるならば、県の標準保険税率に合わせた税率改定などできないのではないか。現在でも高すぎる国保税をさらに引き上げても、「加入者は支払える」と思っているのか。古谷町長の見解を示されたい。</p>	町長 副町長 町民課長